

【新設】（生産等設備の範囲）

42 の 12 の 7－1 措置法第 42 条の 12 の 7 第 1 項に規定する生産等設備（以下「生産等設備」という。）とは、例えば、製造業を営む法人の工場、小売業を営む法人の店舗又は自動車整備業を営む法人の作業場のよう、その法人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を稼得するために行う活動（以下これらを「生産等活動」という。）の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。

（注） 一棟の建物が本店用と店舗用に供されている場合など、減価償却資産の一部が法人の生産等活動の用に直接供されているものについては、その全てが生産等設備となることに留意する。

【解説】

- 1 本制度は、青色申告書を提出する法人が一定の期間内に特定機械装置等の取得等をし、その法人の営む国内にある事業の用に供した場合に、供用年度において、特別償却又は法人税額の特別控除が選択適用できる制度である。その適用対象資産（特定機械装置等）は、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びに一定のソフトウェアであって、産業競争力強化法第 2 条第 20 項に規定する特定生産性向上設備等に該当するもののうち一定の規模のものとされている（措法 42 の 12 の 7 ①）。
- 2 本通達は生産等設備の範囲を明らかにしたものであり、前段では、その法人の営む事業に応じ、例えば、製造業を営む法人の工場、小売業を営む法人の店舗又は自動車製造業を営む法人の作業場のよう、その法人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を獲得するために行う活動（生産等活動）の用に直接供される減価償却資産で構成されているものが生産等設備に該当することを明らかにしている。
- 3 したがって、例えば、本店の機能のみを有する建物や寄宿舍等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等の資産は、経営統括、従業員の利便、従業員の確保といった目的のために通常用いられるものであり、生産、販売、役務提供といった直接的な付加価値の生成や収益の稼得に関係するものというよりは、むしろ間接的に寄与するものに該当するため、このような減価償却資産は、一般的に生産等設備に含まれないこととなる。本通達の後段では、このことを例示により明らかにしている。
- 4 また、一棟の建物が本店用と店舗用に共用される場合など、減価償却資産の一部が法人の生産等活動の用に直接供されるもの（共用資産）については、その減価償却資産は一の生産等設備を構成しており、その全てが生産等設備に該当することになる。なお、このような共用資産の他の例としては、工場施設内に社員食堂が常設されている場合における当該工場施設などが挙げられる。本通達の注書では、このことを明らかにしている。